

(別表)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額 (上限回数)
1. 展示会・見本市出展 支援事業	・旅費 ・送料、運搬費 ・施設使用料 ・広告費	補助率 1/2以内	補助上限額 100千円/回 (3回/事業者)
2. 販路開拓専門家招 聘支援事業	・専門家謝金 ・専門家旅費	補助率 1/2以内	補助上限額 100千円/回 (2回/事業者)
3. 認知度向上・魅力発 信支援事業	・旅費 ・送料、運搬費 ・施設使用料 ・広告費 ・講師謝金 ・講師旅費 ・委託費	補助率 1/2以内	補助上限額 300千円/回

- ・同一の事業に対し1～3の補助金メニューの併用は不可とする。
- ・国・市町村からの他の補助金の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額を補助対象経費とする。
- ・販売手数料は、本補助金の対象としない。

要件は以下のとおりとする。

(展示会・見本市出展支援事業)

- ・島根県の伝統工芸品の認知度向上及び販路拡大に資すること。
- ・島根県内外で開催される卸売業者又は小売事業者との商談を伴う展示会・見本市であること。
- ・事業者自身が展示会・見本市の会場において出品する作品の説明・紹介等を行うこと。

(販路開拓専門家招聘支援事業)

- ・島根県の伝統工芸品の認知度向上又は販路拡大若しくは魅力発信に資する専門家の招聘であること。
(例) デザイナー等による新商品・意匠の開発・商品のPR
コンサルタント・営業代行等による販路拡大
マーケットリサーチ等による市場調査 など

(認知度向上・魅力発信支援事業)

- ・島根県ふるさと伝統工芸品指定事業者を含む2者以上の事業者で実施する、認知度向上又は販路拡大若しくは魅力発信に資する事業であること。
- ・イベント等を実施する際は、事業者自身がイベント会場等において作品の説明・紹介等を行うこと。
(例) 複数の事業者で行うギャラリー等でのイベント企画・開催
魅力発信に資する講習会
認知度向上に資する体験イベントの企画・実施 など